

平成 22 年度

監査報告書 VI

(工事監査)

飯田市監査委員

22 飯監第 158 号

平成 23 年 3 月 31 日

飯 田 市 長 牧 野 光 朗 様

飯 田 市 議 会 議 長 中 島 武 津 雄 様

飯田市監査委員 林 栄一

飯田市監査委員 中島 善吉

飯田市監査委員 上澤 義一

監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 5 項の規定により下記のとおり実施した、平成 22 年度監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知してください。

記

1 工事監査

1 監査の期間

平成 22 年 12 月 17 日から平成 23 年 3 月 29 日まで

2 監査の対象及び期日

監査期日・監査場所	監査実施対象工事
平成 23 年 2 月 3・4 日 監査室 工事現場	平成 22 年度活力創出基盤整備事業 道路改良工事 市道松尾 63 号線 飯田市松尾城 事業担当課：建設部土木課 工事概要 施工延長 L=209.5m W=7.5m 排水構造物工 自由勾配側溝 300 型 L=364.1m 擁壁工 L 型擁壁 L=19.5m 舗装工 車道舗装工 A=863 m ² 歩道舗装工 A=323 m ² 工事期間：平成 22 年 11 月 1 日～平成 23 年 3 月 28 日 工事請負額：34,261,500 円

3 監査の方法

あらかじめ指定して提出させた工事監査調書、計画・設計・積算図書及び契約関係図書に基づき、工事事務及び工事施工は適正か、また工事技術は適当であるかを主眼として、工事事務について関係書類の審査と工事現場にて施工状況の調査を、それぞれ所管の長及び関係職員から聴取し監査を行った。

なお、実施にあたっては社団法人日本技術士会長野県技術士会に工事技術調査業務を委託し、技術士による工事事務と工事技術についての調査を実施した。監査委員はその調査に立ち会い、実地に同行し確認するとともに、技術士による調査結果の報告に基づいて、総合的に判断を加える方法により監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象工事にかかる関係書類は、監査時点において良好に整理されていた。

工事の施工管理状況については、公共事業としての施工精度と完成度に足るものであり概ね適切に管理されていた。以上の結果から、本工事については、発注から監査の時点に至るまで、概ね良好な管理・監督のもとに施工されていると認めた。

なお、工事発注後の工事事務については、公共工事として必要な水準にはあったが、より良好な事業の完成を目指すために、工事の進捗や現場状況に応じて必要になる届出、協議記録、立会い記録などの事務処理を適時適切に行うことで、発注者と施工者双方が施工の品質と進行管理に対する向上にむけた意識向上に取り組む姿勢を常に持つことが必要と考える。

また、公共事業の遂行に際しては、行政として市民への十分な説明責任を果たし、関係法令の遵守はもとより、引続き工事における安全、環境への配慮に努められるとともに、今回の工事監査の結果が今後活かされるよう関係部署で共有し、市民が高い満足を得ることができる良質な社会基盤の整備に努められたい。

【措置状況】 工事施工箇所に変更となる内容については、監査時点までも協議を行ってきたところですが、さらに高い水準での工事を目指すために、協議事項についての指示書や協議書の記録についての事務処理手順の再確認を行いました。また、工事技術において施工に必要な手順が適切に実施されているか確認するための施工プロセスの確認を行い、技術面の向上が図られるよう対処しました。

監査の結果について、発注後の事務処理の向上を図るべく関係部署においてその共有を図りました。

5 技術士による調査結果（抜粋・要約）

(1) 総括的所見

今回技術調査業務を行った事業に関係する書類を計画段階から現在の工事実施に至るまで提示を求め、工事事務と工事技術について、事前調査・設計・積算・施工・試験・検査・管理・監督の各事項における実施状況について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

本工事は、1月31日時点の出来高が44%であり、工事の全体を確認することはできなかったため、現時点までの実施内容について調査確認を行った。

その結果、施工者として管理すべき書類は、種類ごとに分類され概ね良好に整理されていた。しかし、発注者との契約関係を確認する書類に一部提出日が遅くなっているものがあり、この点については次回以降の改善を指摘した。

工事の施工管理状況については、概ね良好に管理され、公共事業としての施工精度と完成度に足るものであった。

以上の結果から本事業については、発注から現時点にいたるまで、概ね良好な管理・監督のもとに施工実施されていると判断した。

ア 工事発注までの総括的所見

事業計画から工程計画までのすべてのプロセスにおいて精査した結果、事業計画は十分に検討が加えられ、設計計画の検討・設計図書の作成、契約手続きなど工事発注までの全過程が適切に手続きされていることを確認した。

これからも、本事業同様に事業立案の過程から工事発注にいたるプロセスについて、優良な社会資本の整備を進めるための事業計画の策定を継続的に行い、良好な公共事業の実施管理を継続されることを期待したい。

イ 工事発注後の総括的所見

工事発注後の施工業者による工事事務は公共事業として維持すべき水準以上にあることは確認できた。しかし、優良な工事事務管理が実施されているとは言いがたい状況であり、今後の意識向上と工事事務管理技術の向上に向けて継続的な努力を期待したい。

ウ 工事技術における総括的所見

工事技術については、公共事業として問題のない水準以上での施工が実施されていることが確認できた。しかし、全体として施工完成度が相当に高水準であるとはいえない状況であり、今後の改善を期待したい。

(2) その他

ア 施工品質向上の取り組み

今回調査を実施した事業について、施工者提出の書類は一定水準は満足しているものの形式的な面が多く、当該現場の特徴を十分反映したものとはいえない水準であった。特に施工計画書は、施工者が独自に作成した社内の標準雛型をベースとして当該現場用に適応できる工種を並べただけといった状況ではないかと考える。昨今、施工者の意識レベルの違いによりこのような施工計画書を目にする機会が増えているが、本来施工計画書は当該現場における特殊性や独特の条件に対して、いかに良好な施工を行うかを目的として作成するものであり、この点について施工者の意識の向上を進める取組が必要と考える。

例としては、総合評価方式の導入による技術力の評価を行うことも必要であると考えます。

イ 説明できる公共事業の実施強化

公共事業は、市民・国民の税金により社会サービスの一環として実施されるものである。この点において、公共事業により整備される社会資本は高品質であることはもとより、安全性・利便性などが高い水準で確保されなければならない。

そのため、発注者・施工者の双方は常に公益性の確保を最優先として事業の実施を進めるべきであり、企業の利益追求を最優先としてはならないと考える。

そのためにも、公共事業の実施から完成後にいたる全ての過程において、どのような目的により、どのような過程を経て、どの様に事業決定され、どの様な施工がなされ、どの様な完成物を得たか。そして、それがどの様に社会サービスに役立っているかといった疑問とそれに対する明確な答えを持ち続けることが必要であると考えます。

今後の事業実施時には、改めてこのような観点により事業の妥当性を検証されることを望みたい。